

2024年 2月吉日

お客さま各位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目2番1号
住友不動産人形町ビル4F
Next Power 株式会社

「NP でんき」需給契約満了のお知らせ

平素より弊社の電気をご使用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2024年3月31日をもちまして、お客さまとの「NP でんき」需給契約（以下、「本契約」といいます。）のご契約期間が満了を迎えます。

つきましては、本契約のご契約期間に関する規定に基づき、お客さまからの契約変更の申出がない場合は、一部の需給約款の見直し※1を行い、本契約を更新させていただきます。

また、各エリア※2の旧一般電気事業者※3が特定小売供給約款等※4を改定する場合、その改定内容に基づき変更いたします。

引き続きご愛顧のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

※1…見直しの詳細につきましては、裏面をご確認願います。 ※2…関東エリア、関西エリア 等
※3…東京電力、関西電力 等 ※4…特定小売供給約款、電気特定小売供給約款、電気供給条件

記

1. 契約満了日および本契約の契約期間

ご契約満了日：2024年3月31日

ご契約期間： 2023年4月1日から、2024年3月31日まで

（上記期間中に需給契約を締結されたお客さまは、契約が成立した日から2024年3月31日までをご契約期間といたします。）

2. 自動更新後のご契約期間

自動更新後のご契約期間：2024年4月1日から、2025年3月31日まで

- 当社にて自動更新処理を実施いたしますので、お客さまのお手続きは必要ございません。
- 本書面は、2023年12月末時点の弊社管理データを元に作成しております。すでにご契約を解約されたお客さまや変更されたお客さまにもお送りしている場合がございますのでご了承ください。
- 本書面は電気料等請求書のお届け先に送付させていただいております。受け取られた方がご契約者本人さまでない場合は、誠に恐縮ですが、ご契約者本人さまにお渡しく下さい。

以上

【当社ホームページ2次元コード】



お問い合わせ先：0120-981-391
[受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）]

「NP でんき」需給約款の見直しについて

平素より「NP でんき」をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年4月1日より、『NP でんき』需給約款、『NP でんき』需給約款（高圧）、『NP でんき』料金表（東京）、『NP でんき』料金表（関西）、『NP でんき』料金表（NP・卸市場価格連動（関東））、『NP でんき』料金表（NP・卸市場価格連動（関西））、『NP でんき』料金表（NP・業務用F）（以下「需給約款等」といいます。）の内容を以下の見直し概要に記載のとおり、一部見直し予定でございます。※①

【見直し概要】

- (1) 一般送配電事業者が託送供給等約款の変更認可申請を行ったことを受け、2024年4月1日より、託送料金の見直し内容を電気料金に反映することを予定しております。
具体的には、発電側課金制度※②の導入に伴い、託送料金について、発電事業者に向けた料金（発電側料金）と小売電気事業者に向けた料金（需要側料金）に区分するとともに、レベニューキャップ制度における「託送供給等に係る収入の見通し※③」に基づき、託送料金の設定や見直しがなされた場合には、この変更内容を当社の全ての電気料金に反映いたします。※④
- (2) 請求書のお知らせ方法変更※⑤に伴い、請求書の発行に係る費用について詳細を記載しております。
お客さまが料金を支払われる場合、当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにとまない要する費用に相当する金額を申し受けます。
- (3) 当社の「NP・卸市場価格連動」「NP・業務用F」とご契約中のお客さまは、電源調達状況および販売電力量の動向をより適切に料金に反映させていただくため、燃料費等調整制度の算定諸元および名称等の見直しを予定しております。※⑥
- (4) 将来にわたる日本全体の供給力（kW）を効率的に確保する「容量市場」の導入に伴い、一般送配電事業者、配電事業者および小売電気事業者に向けた料金（容量拠出金）の一部を当社のすべての電気料金に反映いたします。実施時期については、当社ホームページ等にてお知らせいたします。

※① 見直し概要は2024年1月17日現在の見直し予定の内容となります。前頁に記載の通り、各エリアの旧一般電気事業者が特定小売供給約款等を改定する場合、その改定内容に基づき再度見直しを行います。

※② 発電側課金制度とは、電力系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものです。

※③ 託送供給等に係る収入の見通しとは、レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者が託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入として算定したものです。

※④ 当社の電気料金には、当社が一般送配電事業者の送配電設備を通じてお客さまに電気をお送りする際に発生する送配電設備利用料である託送料金相当額が含まれております。今般の託送料金の設定や見直しにより、この託送料金相当額に需要側料金の変動額が減算される一方、発電側料金が加算されます。

※⑤ 請求書のお知らせ方法変更の詳細については（別紙）をご確認ください。

※⑥ 2024年4月1日実施の需給約款等をご確認ください。